○　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

改正後

（多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画）

第八条の十七の二　法第十二条の二第十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

一～十　（略）

十一　電子情報処理組織の使用に関する事項

（情報処理センターへの登録期限）

第八条の三十一の三　法第十二条の五第一項の環境省令で定める期間は、三日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）とする。

（情報処理センターへの報告期限）

第八条の三十四　法第十二条の五第二項の環境省令で定める期間は、運搬又は処分を終了した日から三日（休日等を除く。）とする。

（処分受託者の情報処理センターへの報告期限）

第八条の三十四の三　法第十二条の五第三項の環境省令で定める期間は、三日（休日等を除く。）とする。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）～（第４面）　（略）

改正前

（多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画）

第八条の十七の二　法第十二条の二第十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

一～十　（略）

（新規）

（情報処理センターへの登録期限）

第八条の三十一の三　法第十二条の五第一項の環境省令で定める期間は、三日とする。

（情報処理センターへの報告期限）

第八条の三十四　法第十二条の五第二項の環境省令で定める期間は、運搬又は処分を終了した日から三日とする。

（処分受託者の情報処理センターへの報告期限）

第八条の三十四の三　法第十二条の五第三項の環境省令で定める期間は、三日とする。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）～（第４面）　（略）